

報告会社 御中

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会



## 令和7年2月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2月度の受付台数は15,341台で前年同月比93.2%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 【重要】【大阪市】昇降機定期検査の報告遅れについて

大阪市より、今般、遅延報告が大幅に増加傾向にあることや、令和6年12月に国土交通省から発出された「昇降機の定期検査の適正な実施について」(国住参第3324号)の通達内容などを鑑み、報告遅れについて改善を求める旨の連絡をいただきました。

昇降機等の定期報告は【大阪市建築基準法施行細則】(以下、細則)に基づき、検査日から3<sup>ミツキ</sup>月以内に報告しなければならないところ、現状は報告遅れとなった場合に「遅延理由書」を添付することで受理をいただいております。

しかし、本来はやむを得ず報告が遅れた場合に個別に経過を確認するため添付を求めているところ、実態として遅延理由書の形骸化が見受けられます。

遅延報告に至る経緯は様々な要因があるものと考えますが、今後は遅延報告の低減に取り組みいただきますようご協力お願いいたします。

#### 【大阪市建築基準法施行細則】

(第11条の2-3)

昇降機に係る法第88条第1項において準用する法第12条第1項又は第3項の規定による報告の時期は、各年度の4月1日から3月31日までとする。

(第11条の2-6)

法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による報告に係る検査は報告の日前3<sup>ミツキ</sup>月以内に行われたものでなければならない。

4月の受付分より報告遅れの報告書に関し、以下の対応となりますのでご注意願います。

1. 細則違反の対象となる報告書は報告遅れ(検査から3ヶ月以上経過)となります。  
また、年度内報告に係る報告遅れについても対象となります。  
※有効年月を超えての検査遅れも「遅延理由書」は必要。
2. 「遅延理由書」の届出者は、
  - (1) 管理者(又は所有者)側に理由がある場合、定期検査報告書の報告者氏名欄に記入している管理者(又は所有者)となります。
  - (2) 報告会社側に理由がある場合、定期検査報告書の報告書署名欄に記入している管理者(又は所有者)並びに報告会社(責任者)の併記が必要となります。

※不備があれば、内容確認依頼書での返却や問合せで確認します。

返却により報告遅れが発生する場合がありますが、通常通りの対応とさせていただきます。

各報告会社におかれましては、遵法に則った法定定期検査を実施いただくとともに、検査実施後は速やかに報告書を提出いただけますようお願いいたします。

また、関係部署等に本通達の情報共有並びに周知徹底を図っていただきたくお願いいたします。

## 2. 新2号建築物に設置したエレベーターの初回報告について

令和7年4月1日より、建築基準法改正により「四号建築物特例」の見直しが行われ、新たに「新2号建築物」(条件：木造2階建て以上及び述べ面積200㎡超の木造平屋建て)に変更となります。

「新2号建築物」に設置した昇降機は、基本的に建築物との併願申請となります。

報告書(第二面)【1.昇降機に係る確認済証交付年月日等】欄には建築物の確認番号等を記載してください。(建築物の検査済証のコピーを添付願います)また、報告書第2面【8.備考】欄に「新2号建築物」と記入願います。

ただし、(旧)四号建築物に後付けされたエレベーターや「新2号建築物」の対象であっても“使用頻度が低く劣化が生じにくい等の一定の要件を満たすエレベーター”については、確認申請の手続きが不要のため、報告書(第二面)【1.昇降機に係る確認済証交付年月日等】欄に記載することができません。初回報告の場合は下記の対応をお願いします。

- (1) エレベーター設置の際に、建築物の変更届等を特定行政庁に提出されている場合は、その変更届の写しを報告書に添付してください。
- (2) 建築物の変更届等が不要な特定行政庁の場合は定期検査を実施する前に、設置している管轄の特定行政庁への打合せ(内容：相談年月日・相談した担当官・既存不適格の判断基準[建築物の竣工又はエレベーターの竣工年月日]・検査時期等)を行い、その打合せ内容を報告書(第二面)【8.備考】欄又は別紙に記入してください。また、【8.備考】欄にはエレベーターの竣工年月日・建築物の竣工年月日を記入してください。

以上